

一関市監査委員告示第8号

財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和4年9月29日

一関市監査委員 小川 四郎
一関市監査委員 及川 弘人
一関市監査委員 千葉 大作

記

1 監査実施日及び対象

令和4年9月8日（木）

対象	区分	被監査者	
		団体	担当課
一関市老松市民センター	指定管理者	老松みどりの郷協議会	花泉支所 地域振興課
花泉農村集落多目的共同 利用施設（一関市日形市民 センター） 一関市日形市民センター 日形体育館		日花里の郷日形	
せんまや街角資料館		千厩まちづくり株式会社	千厩支所 地域振興課
ひまわりクラブ		南小ひまわり会運営委員会	保健福祉部 子育て支援課

2 監査の範囲

令和3年度の財務等に係る事務の執行状況

3 監査の実施内容

監査は、関係書類、帳簿等の提出を求め、出納その他の事務内容を調査するとともに、関係団体及び担当課の職員から説明を受けることにより実施した。

なお、重点的に調査を行った項目は次のとおりである。

- (1) 団体指定の手続きが関係法令、条例等に沿って適正に行われているか。
- (2) 指定管理料の算定が適正に行われ、支出方法・時期が適切か。

- (3) 施設の管理が関係法令、協定書、仕様書等に基づき適正、かつ効率的に行われているか、また住民サービスの向上に努めているか。
- (4) 利用料金等の収納が会計規程等に沿って適正に行われ、運用されているか、また、チェック体制が整っているか。
- (5) 指定管理者から提出された事業報告書等の内容を十分精査し、担当課は管理の状況を的確に把握し、必要な指示を行っているか。
- (6) 管理業務に係る収支が他の事業に係る経費と明確に区別され、適正に処理されているか。

4 監査の結果

別紙監査結果報告書のとおり

監査結果報告書

一関市老松市民センター

第1 指定管理の概要

施設名 一関市老松市民センター
指定管理者 老松みどりの郷協議会
担当課 花泉支所地域振興課

- (1) 施設の所在地
一関市花泉町老松字藤田 274 番地 2
- (2) 施設の設置目的
市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援する。
- (3) 施設設置年月日
昭和 63 年 12 月 21 日
- (4) 指定管理者団体指定期間
平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 5 年間
(指定初年度：平成 31 年度)
- (5) 団体選定形態
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
有
- (7) 令和 3 年度指定管理料
15,286,680 円

第2 監査の結果

令和 3 年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

監査結果報告書

花泉農村集落多目的共同利用施設（一関市日形市民センター）
一関市日形市民センター日形体育館

第1 指定管理の概要

施設名 花泉農村集落多目的共同利用施設（一関市日形市民センター）
一関市日形市民センター日形体育館
指定管理者 日花里の郷日形
担当課 花泉支所地域振興課

(1) 施設の所在地

- ・ 花泉農村集落多目的共同利用施設（一関市日形市民センター）
一関市花泉町日形字井戸沢 38 番地 2
- ・ 一関市日形市民センター日形体育館
一関市花泉町日形字町裏 131 番地

(2) 施設の設置目的

- ・ 花泉農村集落多目的共同利用施設
広く市民の利用に供することにより、経営や生活の改善合理化、健康増進及び地域連帯感の醸成に寄与する。
- ・ 一関市日形市民センター
市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援する。
- ・ 一関市日形市民センター日形体育館
市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援する。

(3) 施設設置年月日

- ・ 花泉農村集落多目的共同利用施設（一関市日形市民センター）
昭和 58 年 4 月 1 日
- ・ 一関市日形市民センター日形体育館
昭和 47 年 7 月 1 日

- (4) 指定管理者団体指定期間
平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 5 年間
(指定初年度：平成 31 年度)
- (5) 団体選定形態
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
有
- (7) 令和 3 年度指定管理料
15,977,703 円

第 2 監査の結果

令和 3 年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

監査結果報告書
せんまや街角資料館

第1 指定管理の概要

施設名 せんまや街角資料館
指定管理者 千厩まちづくり株式会社
担当課 千厩支所地域振興課

- (1) 施設の所在地
一関市千厩町千厩字北方 129 番地 1
- (2) 施設の設置目的
歴史的建造物である旧専売局千厩葉煙草専売所の建物を保存活用し、歴史、文化、産業の各資料の収集、保管、展示等を行い、教育、学術及び文化の発展に寄与する。
- (3) 施設設置年月日
平成 17 年 3 月 25 日
- (4) 指定管理者団体指定期間
平成 31 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 4 年間
(指定初年度：平成 31 年度)
- (5) 団体選定形態
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
無
- (7) 令和 3 年度指定管理料
4,348,000 円

第2 監査の結果

令和 3 年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

監査結果報告書

ひまわりクラブ

第1 指定管理の概要

施設名 ひまわりクラブ
指定管理者 南小ひまわり会運営委員会
担当課 保健福祉部子育て支援課

- (1) 施設の所在地
一関市台町11番13号
- (2) 施設の設置目的
放課後児童健全育成事業の実施
- (3) 施設設置年月日
昭和45年5月13日
- (4) 指定管理者団体指定期間
平成31年4月1日から令和5年3月31日までの4年間
(指定初年度：平成18年度)
- (5) 団体選定形態
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
有
- (7) 令和3年度指定管理料
13,025,012 円

第2 監査の結果

令和3年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。